

第7次尾道市行財政改革大綱

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月策定

尾 道 市

目 次

I	はじめに	1
---	------	---

II	大綱策定にあたって	2
----	-----------	---

1	これまでの行財政改革の取組・効果	2
2	大綱策定の必要性	4
(1)	国等の情勢	4
(2)	本市を取り巻く状況等	5
(3)	策定の必要性	11

III	基本的な考え方	12
-----	---------	----

1	基本方針	12
(1)	安定した財政基盤の確立	12
(2)	効果的・効率的な行政運営	12
(3)	多様な人材・団体の活躍支援	13
2	行財政改革の推進	13

IV	改革の方策	14
----	-------	----

1	安定した財政基盤の確立	14
(1)	歳入・歳出の改革	14
(2)	公共施設マネジメントの推進	14
2	効果的・効率的な行政運営	15
(1)	効果的な行政運営プロセスと組織力の向上	15
(2)	ICT先端技術の活用	16
(3)	リスク管理と公平・公正の確保	16
3	多様な人材・団体の活躍支援	17
(1)	協働のまちづくりの推進	17
(2)	行政情報や魅力の発信	17

	【第7次行財政改革大綱の体系】	18
--	-----------------	----

	【巻末】 用語解説（*の箇所は巻末の用語解説を参照）	
--	----------------------------	--

I はじめに

平成17年、18年の2市3町の合併以降、「財政の健全化」、「効率的な行政運営」、「市民と行政の新たな関係によるまちづくり」を基本的な視点に、職員一丸となって行財政改革に取り組んできました。

施設の管理運営における指定管理者制度の導入や民間への経営移管、窓口サービスに関する業務の一部委託化や事務事業の見直しのほか、普通会計の職員数を1,500人（平成18年度）から1,005人（令和元年度）へと適正化を図り、市債残高の縮減や基金残高の確保など、財政の健全化に努めながら、合併後のまちづくりを着実に推進してきたところです。

人口減少や少子高齢化が進む中、労働力人口や税収の減少、社会保障費の増大など、地方自治体を取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況にあります。限られた行政経営資源（人材・資金・資産・情報）を活用し、複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、持続可能な行財政運営を推進していくことが強く求められています。併せて、市民サービスの更なる向上と行政事務の効率化を図るため、AIやRPAなどのICTを積極的に活用し、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた、新しいまちづくりを推進する必要があります。

ここに策定する第7次尾道市行財政改革大綱は、こうした新たな時代に向けたまちづくりを推進するため、職員一人ひとりが、本市を取り巻く情勢や課題等を的確に把握し、将来を見据えた様々な手法やアイデアにより、本市の行財政改革を推進していくために取り組むべき事項や方向性を取りまとめたものです。

市民や事業者の皆様方の御理解と御協力を得ながら、行財政改革をより着実に推進し、新時代へと繋ぐ新たな改革の一歩となるよう、取り組んでまいります。

令和2年3月

尾道市長 平谷 祐宏

Ⅱ 大綱策定にあたって

1 これまでの行財政改革の取組・効果

本市では、昭和60年度の第1次尾道市行財政改革大綱の策定を皮切りに行財政改革に取り組み、近年では2市3町による行政合併後の平成19年度以降、財政の健全化、効率的な行政運営、市民と行政の新たな関係によるまちづくりを基本的な視点として、更なる行財政改革に取り組んできました。

行財政改革大綱	計画期間	主な取組	取組効果額
第1次	S60年度 ～S62年度 (3カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □ 電話交換業務の見直し（デジタル交換機導入、ダイヤルイン実施） □ ロープウェイ業務委託（乗務業務の民間委託化） 	
第2次	H8年度 ～H12年度 (5カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □ 高額補助金の10%以上カット □ 納税貯蓄組合、前納報奨金の見直し □ 総合案内の見直し □ 電話交換・文書遞送等の改善 □ 筒湯小廃止、百島小中学校の統合 	
第3次	H13年度 ～H17年度 (5カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □ 納税貯蓄組合の廃止 □ 民間活力等の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 栗原・吉和保育所の民間委託等 □ 自主財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 広報紙への広告掲載、遊休地等の売却 <p style="text-align: right;">等</p>	
第4次	H19年度 ～H22年度 (4カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □ 定員適正化（職員数） <ul style="list-style-type: none"> ➡ 普通会計職員 H18：1,500人 → H22：1,378人 ▲122人 □ 交通局の第3セクターおのみちバス株式会社への移行 □ 市債繰上償還、納税案内センターの設置、コンビニ収納への対応、旅費日当の廃止 □ 敬老祝金事業、敬老優待乗車証制度の見直し、前納報奨金制度の廃止 □ 事務事業総点検の実施 □ 事務事業評価の実施（H21～H23） □ 公立の吉和幼稚園と私立の吉和保育園を統合し、どうえん吉和認定こども園（民営）を開園 <p style="text-align: right;">等</p>	約35.9億円

行財政改革大綱	計画期間	主な取組	取組効果額
第5次	H23年度 ～H25年度 (3カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □定員適正化（職員数） <ul style="list-style-type: none"> ➡普通会計職員 <ul style="list-style-type: none"> H22：1,378人 →H25：1,165人 ▲213人 □尾道大学の公立大学法人化、寿楽園経営移管 □瀬戸田汚泥再生処理センターの民間委託 □スポーツ施設等使用料の見直し □55歳を超える管理職員を対象に給与支給額の1.5%減額を実施 □地方公務員給与削減対応（H25/7～H26/3） □公立の東生口幼稚園と私立の大慈保育園を統合し、大慈認定こども園（民営）を開園 <p style="text-align: right;">等</p>	約41.7億円
第6次	H26年度 ～R元年度 (6カ年)	<ul style="list-style-type: none"> □定員適正化（職員数） <ul style="list-style-type: none"> ➡普通会計職員 <ul style="list-style-type: none"> H25：1,165人 →H31：1,005人 ▲160人 □敬老優待乗車証等交付事業の見直し（対象年齢） □電力供給事業者選定への入札実施等光熱水費の節減（本庁、各支所、学校施設等） □みつぎ清風園経営移管 □おのみち地区し尿処理場の運転管理民間委託 □公立の向島認定こども園を民営化 □公立の栗原・栗原北幼稚園、るり・のぞみが丘・北久保保育所を廃止し、（仮称）どうえん尾道中央認定こども園（民営）を令和2年度から開園予定。 □介護認定給付事務の一部民間委託 □戸籍システム入力業務の一部民間委託 □窓口サービス関連事務の一部民間委託 <ul style="list-style-type: none"> ➡福祉部門（障害福祉、国保・後期・介護、児童手当等） □放課後児童クラブ運営業務の民間委託（R2年度に全クラブ委託予定） □AI導入（保育所入所選定業務） □RPAツールの導入 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □前期3年間 約19.0億円 □後期3年間 約16.5億円 (見込み)

2 大綱策定の必要性

(1) 国等の情勢

人口減少・少子高齢化が進む中、令和7年（2025年）までに団塊世代が全て後期高齢者（75歳以上）になり、社会保障費の増大が見込まれています。さらに、令和22年（2040年）頃には団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になり、高齢者人口が増加し、社会保障費の増大や、生産年齢人口（15～64歳）の減少による労働力の不足などの、いわゆる2025年問題*や2040年問題*が懸念されています。

こうした情勢においても、国連で決めた令和12年（2030年）までに世界をより良くするための17の目標を定めたSDGs（エス・ディー・ジーズ）*への取組や、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会「Society 5.0」（ソサエティ5.0）時代の持続可能な地域社会の構築に向けて、AI*などのICT*における先端技術を活用したスマート自治体*への転換も求められています。

<国の行革関連の主な取組>

●集中改革プラン（H17年度～H21年度）

⇒既存事業の廃止や統廃合、民間委託、指定管理者制度*の導入検討、電子自治体やPDCA*サイクル導入などを推進。

●地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（H27年8月）

⇒「質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための業務改革の推進について」の自治体に対する技術的助言。

⇒民間委託、指定管理者制度*等の導入、窓口業務（総合窓口の設置、窓口業務の民間委託）、庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備を推進。

●総務省に設置の研究会の報告書

⇒「自治体戦略2040構想研究会」の報告書（H30年7月）において、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI*（人口知能）やロボティクスによって処理できる事務作業は全てAI*等に任せ、職員でなければできない業務に特化することなどが必要とされた。

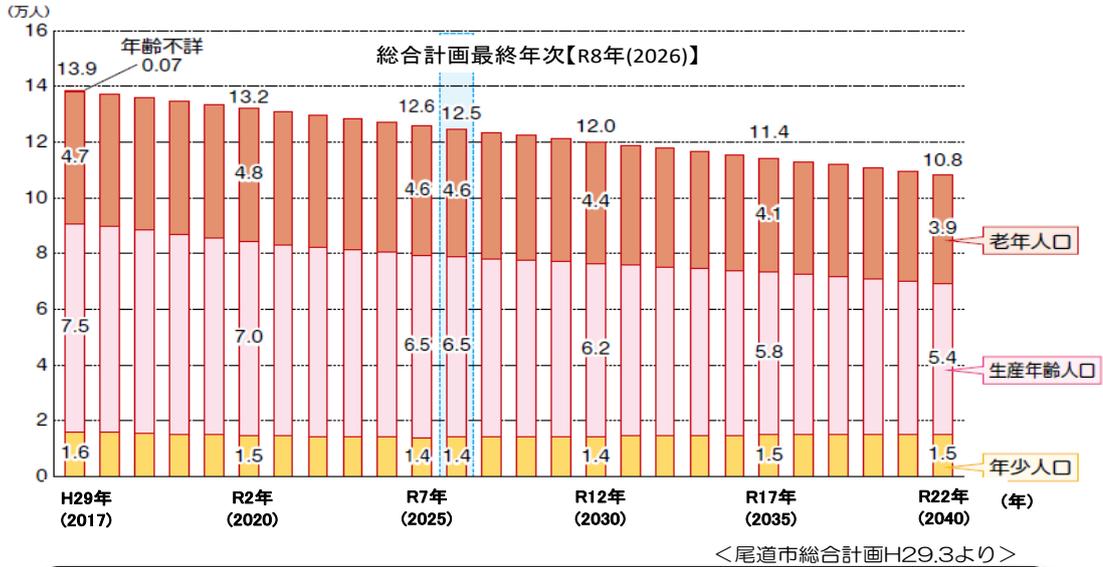
⇒「スマート自治体研究会」の報告書（R元年5月）において、住民・企業等にとっての利便性の向上や、自治体の人的・財政的負担の軽減を図るための方策として、業務プロセスの標準化、システムの標準化、AI*・RPA*等のICT*活用普及促進、電子化・ペーパーレス化、データ形式等の標準化、セキュリティ等を考慮したシステム・AI*等のサービス利用、人材面の方策・都道府県等による支援を推進することが必要とされた。

など

(2) 本市を取り巻く状況等

<人材>

●人口の推移（将来推計含む）

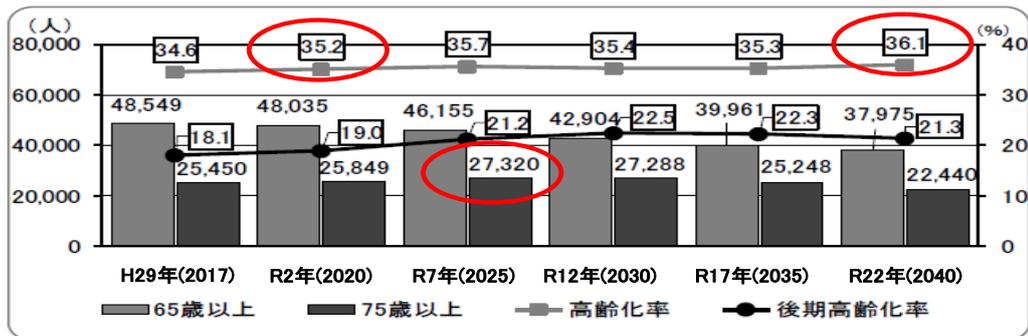


<年齢区分別人口の推移>

- 65歳～の老年人口は、減少する見込み。
- 15～64歳の生産年齢人口は、減少する見込み。
- ～14歳の年少人口は、同規模で推移する見込み。

2040年(目標)
11万人維持

●高齢者数と高齢化率の推移



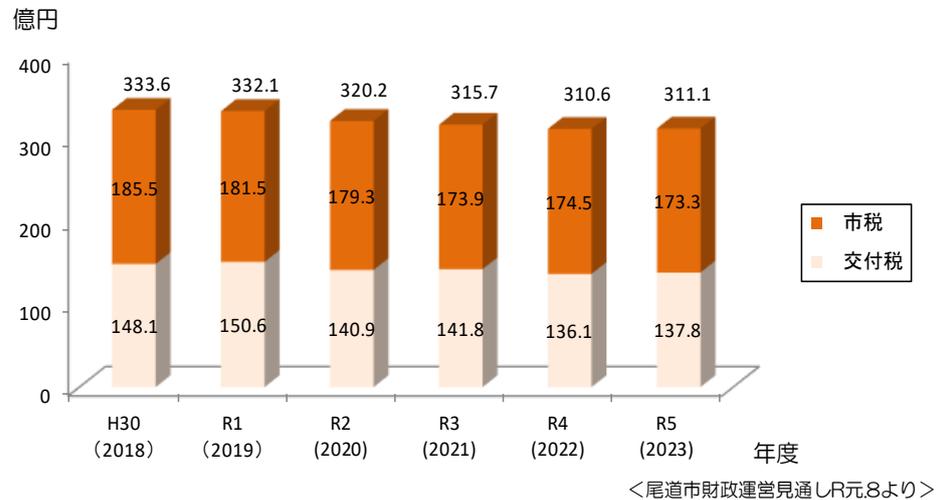
《高齢者を支える若者の割合》

	H27 2017	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
(A) 15-64歳 (万人)	7.5	7.0	6.5	6.2	5.8	5.4
(B) 65歳以上 (万人)	4.9	4.8	4.6	4.3	4.0	3.8
(C) 75歳以上 (万人)	2.5	2.6	2.7	2.7	2.5	2.2
(A/B)	1.53	1.46	1.41	1.44	1.45	1.42
(A/C)	3.00	2.69	2.41	2.30	2.32	2.45

国全体よりも早く高齢化率が35%を超え、令和7年（2025年）には、団塊世代が75歳以上（後期高齢）となり、75歳以上の人口がピークとなります。
75歳以上を支える15～64歳までの若者の割合も減少しています。

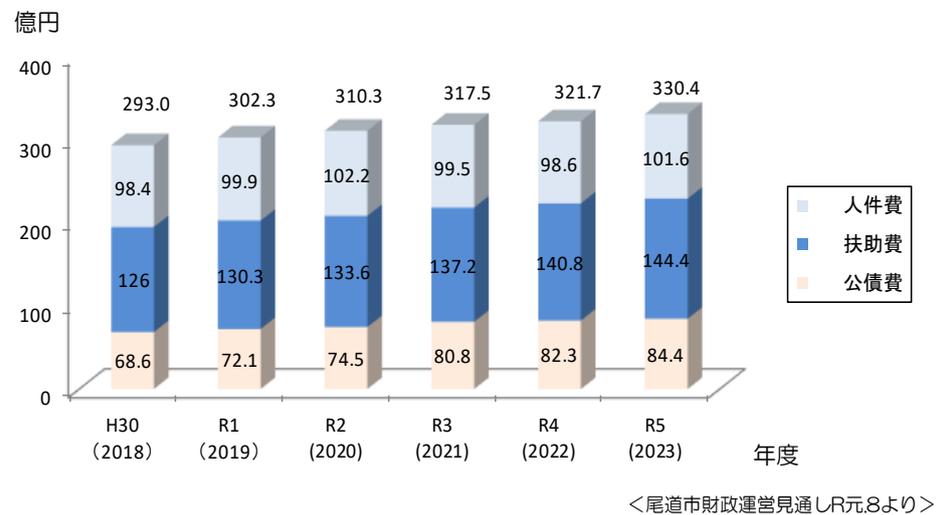
<資金>

●歳入の見込み（市税・交付税）



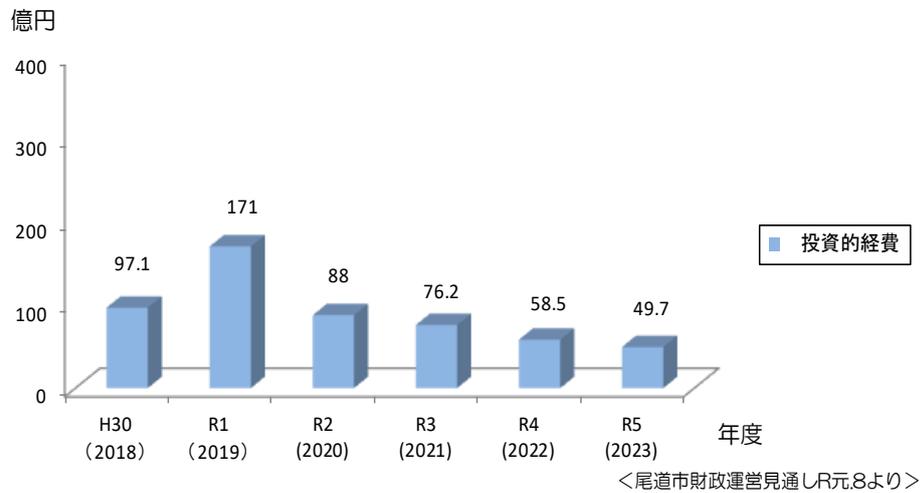
市税収入は減少傾向にあります。また、交付税も合併算定替縮減による段階的な縮減（H27年度～R2年度）後も、引き続き、人口減少等による減少傾向を見込んでいます。

●歳出の見込み（義務的経費）



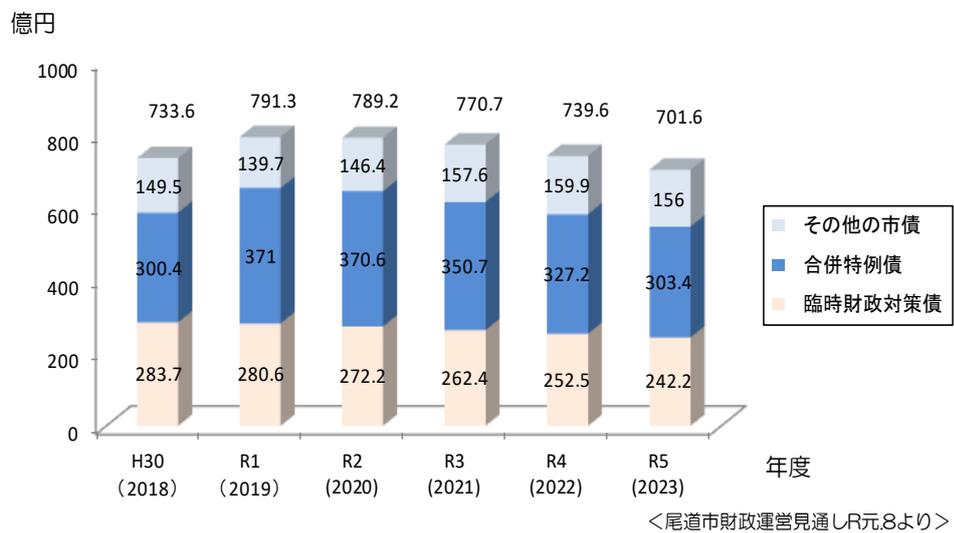
普通会計職員数の抑制に努めているものの、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入等から、人件費は概ね同水準での推移を見込んでいます。また、扶助費、公債費の増加により、義務的経費は全体として増加傾向を見込んでいます。

●歳出の見込み（投資的経費）



大型建設事業や平成30年7月豪雨の災害復旧事業等の影響により、投資的経費は令和元年度にピークを迎え、令和2年度以降は減少を見込んでいます。

●市債残高の推移

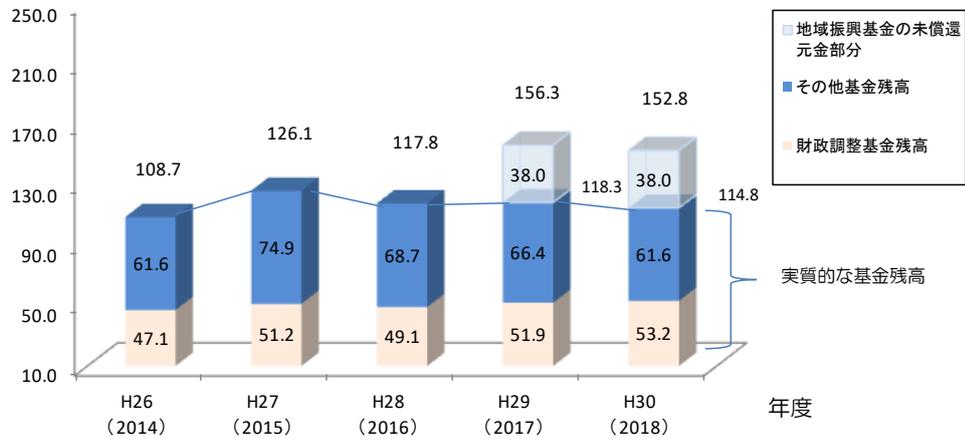


市債残高は令和元年度にピークを迎え、以降は減少を見込んでいます。

なお、国税収入が減少し、普通交付税を配分する財源が不足した場合にその不足分を補うために発行する市債の臨時財政対策債は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されます。

●基金の推移

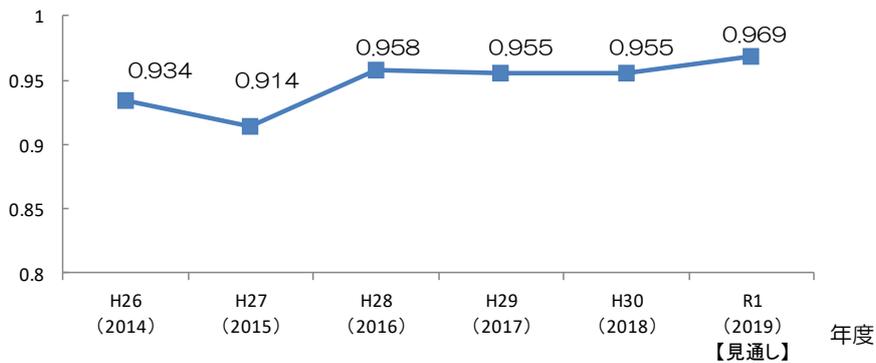
億円



<尾道市財政運営見通しR元.8より>
<財政課資料；H30年度3月専決後より>

基金の内、地域振興基金は、合併特例債を活用し積み立てを行っているため、未償還元金として区分しています。この未償還元金部分を除く実質的な基金残高は、平成27年度をピークとし、減少傾向にあります。

●経常収支比率

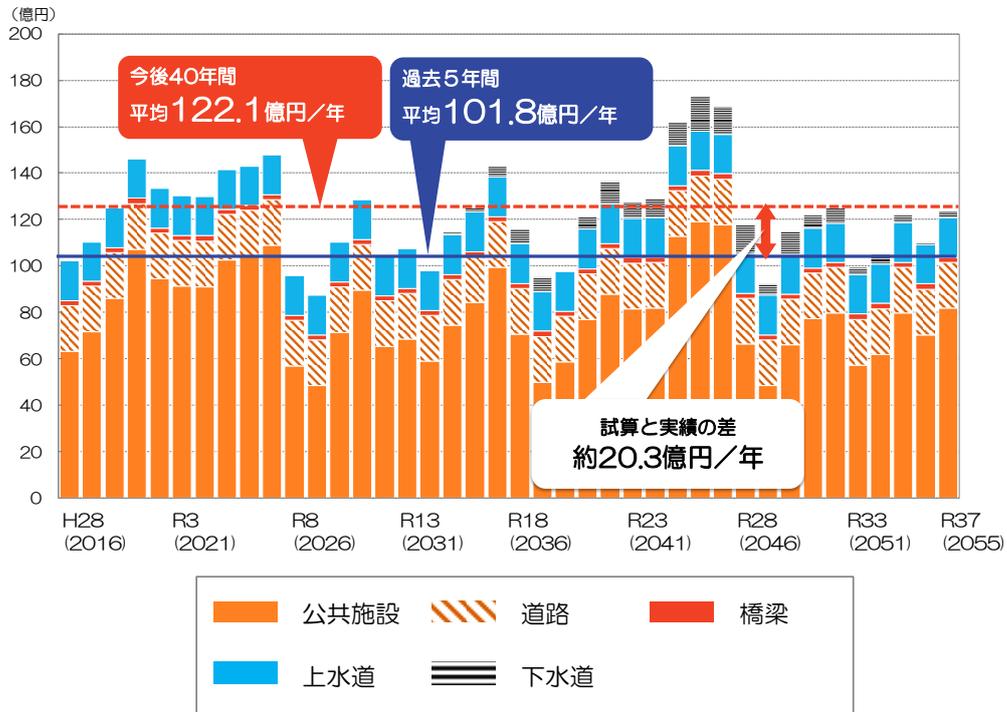


<決算カードより>
<R元年当初予算の概要より>

経常収支比率の上昇を見込んでおり、新しい行政需要に対応する余裕がないことがうかがえます。

<資産>

●公共施設等の将来更新費用（推計）



<尾道市公共施設等総合管理計画H29.3より>

現保有施設をすべて維持更新する管理コストは、40年間で4,883億円（企業会計含む）となり、毎年122.1億円が必要です。
 一方、過去の維持更新費用の平均と比較すると、毎年20.3億円が余分に必要となります。



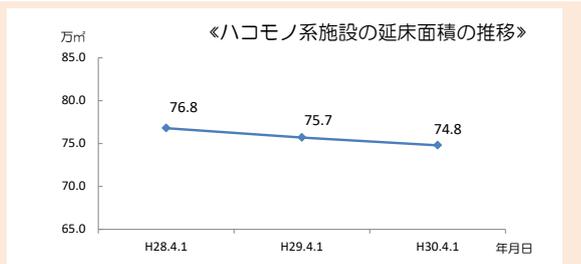
保有する施設量の適正化を図るために、

目標

ハコモノ系施設の延床面積を
30年間で概ね25% (19.2万㎡) 削減 することを目標とします。

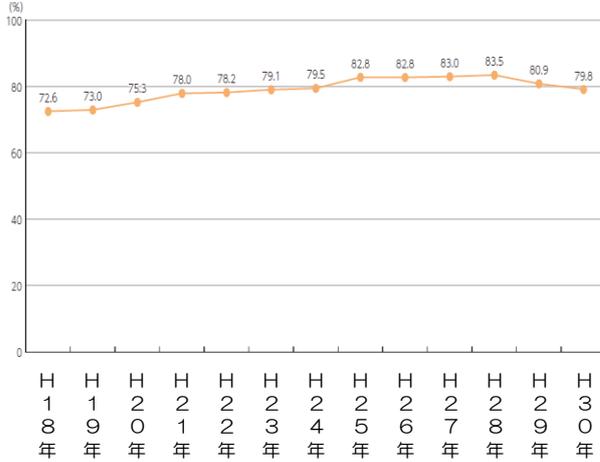
<尾道市公共施設等総合管理計画H29.3より>

《尾道市の現状》
 ⇒延床面積は計画策定時から約2万㎡の減少。
 ⇒具体的な個別施設計画は令和2年度に策定予定。

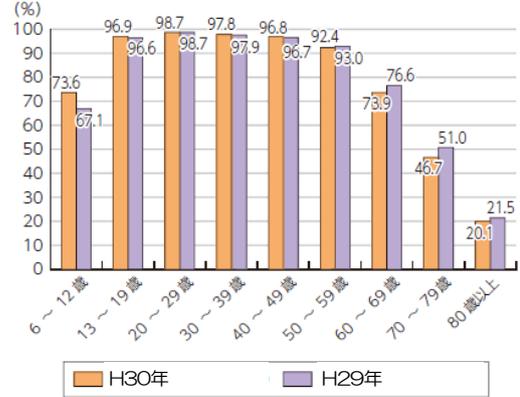


<情報>

●インターネット利用率の推移（全国）



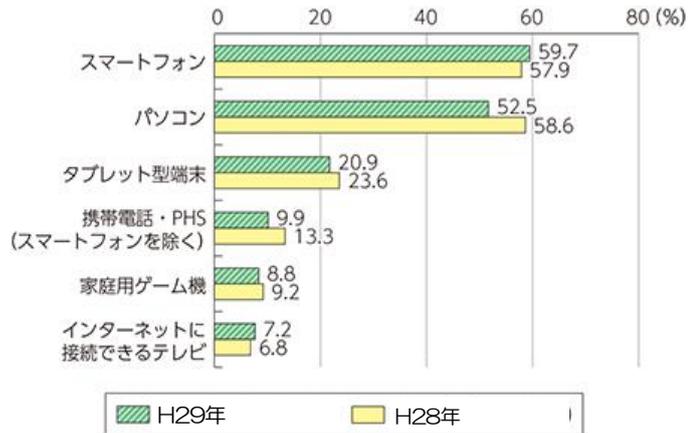
●年代別インターネット利用率の推移（全国）



<令和元年版情報通信白書（総務省）より>

インターネットの利用率は概ね8割で推移しており、13歳～59歳までの各階層で9割を超えています。

●インターネット利用端末の種類（全国）



※当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことのある人の比率

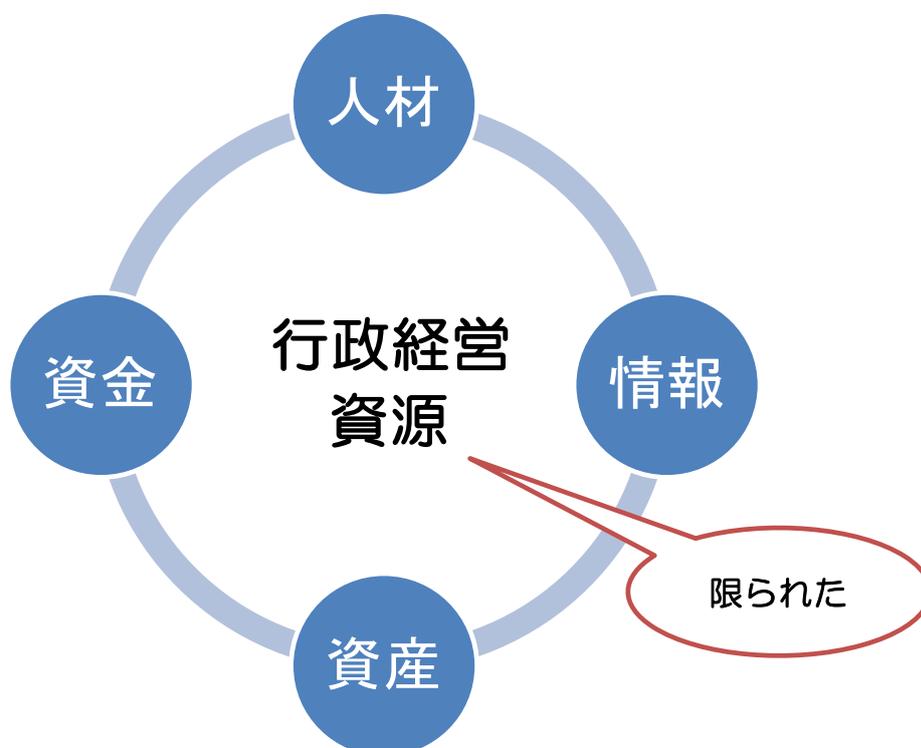
<H30年版情報通信白書（総務省）より>

平成29年にインターネット利用について、スマートフォンの利用がパソコンを上回っています。
市民が情報をどこでも入手しやすい環境となっていることがうかがえます。

(3) 策定の必要性

前述の人口減少・少子高齢化などに応じた、行財政運営を迅速かつ柔軟に行いながら、「尾道市総合計画」を着実に推進していく必要があり、限られた人材、資金、資産、情報をより一層効果的かつ効率的に運用していくことが重要となります。

このため、平成26年3月に策定した「第6次尾道市行財政改革大綱」の推進期間が令和元年度で終了することに伴い、行政経営資源を適切に確保しながら、市民サービスの質の更なる向上を目指し、持続可能な行財政運営が行えるよう、新たな行財政改革大綱を策定するものです。



Ⅲ 基本的な考え方

1 基本方針

人口減少・少子高齢化の進行、公共施設等の老朽化などへの対応の必要性が高まる社会において、今後益々厳しい財政状況が見込まれる中、本市が持続可能な行財政運営を行っていくためには、行財政改革は最も重要な取組です。

市民や事業者の皆さんの理解と協力を得ながら、地方創生*、少子高齢化対策、安全・安心なまちづくりなどの多様な行政課題に対応し、未来に向けたまちづくりを着実に進めていける行政経営を目指し、次の3項目を基本方針とします。また、この基本方針ごとに位置づける改革の方策を複合的に進め、全庁的に行財政改革を推進して行きます。

(1) 安定した財政基盤の確立

人口減少等により市税収入や普通交付税の減少が見込まれる中、令和7年（2025年）までに団塊世代が全て後期高齢者（75歳以上）となり、社会保障費の増大も見込まれています。

➡このため、施策の優先順位の精査などにより、限られた自主財源を有効活用し、本市の厳しい財政状況に見合った財政構造への転換を進めて行くことで、将来を見据えた安定した財政基盤の確立に取り組みます。

(2) 効果的・効率的な行政運営

少子高齢化等による生産年齢人口の減少により、人的資源確保への制約が想定される中、限られた職員で必要とされる行政サービスの提供が求められます。そうした中においても、「最少の経費で最大の効果をあげ、より質の高い行政サービスを提供すること」が行政運営の基本です。

➡このため、「Society 5.0*」時代のAI*等のICT*における先端技術を活用し、職員の働き方も踏まえた業務の効率化を図り、行政サービスの質の向上に取り組みます。

また、民間活力等の活用、機能的で効率的な組織機構の整備、職員の定員管理、人材育成などにも取り組み、効果的・効率的な行政サービスを提供します。

(3) 多様な人材・団体の活躍支援

人口減少・少子高齢化による地域活動の担い手の減少や、複雑・多様化する行政ニーズなどの課題を解決していくため、市民や地域等が、自助・共助・公助を踏まえ、まちづくりに主体的に関わり、市と適切な役割分担によりこれまで以上に連携を深めていく必要があります。

▶このため、市民、地域、市民活動団体、事業者等の多様な主体がそれぞれの得意分野や特徴を活かし、活躍できるよう環境を整備するなどの支援に取り組みます。

2 行財政改革の推進

この行財政改革大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、この大綱を具体的に推進していくため、改革に向けた取組事項及びその実施年度、数値目標、取組効果額などを示した実施計画を策定し、行財政改革推進本部において、進行管理を行うとともに、その進捗状況について、広報紙やホームページなどを通じ、広く市民に周知し、改革の着実な推進を図ります。

IV 改革の方策

1 安定した財政基盤の確立

(1) 歳入・歳出の改革

今後の人口動態や財政状況を分析した上で、経常経費や公債費の圧縮など持続可能な財政運営の推進が必要です

このため、多様な手法による財源の確保や受益者負担の適正化による歳入の確保と、点検や検証を踏まえながら事務事業や補助金・負担金の抜本的な見直しなど徹底した経費の節減による歳出の削減を図ります。

<取組事項>

- 財政健全化判断比率*や経常収支比率*の抑制
- 公営企業等の独立採算の推進
- 多様な手法による収入の確保
 - ➡ 税収、遊休地等の売却・賃貸などの税外収入の確保
- 事務事業等の集約による再編、整理
 - ➡ 事務事業の廃止、補助金・負担金の縮減など

(2) 公共施設マネジメントの推進

公共施設等の老朽化に伴う安全対策や更新費用の増大が予測されるため、計画的かつ持続可能な公共施設等の改修や建替えなど再整備が求められます。

このため、将来の人口動態や施設の利用状況等を踏まえ、長期的視点にたった公共施設等の統廃合や規模の縮小等を検討するなど、施設保有量の適正化を図り、施設管理運営への民間活力の活用を積極的に行います。

<取組事項>

- 公共施設等総合管理計画に基づく経費削減
 - ➡ 設置目的や利用実態に応じた総量抑制、長寿命化による施設管理経費の削減
- 多様な手法による収入の確保（再掲）
 - ➡ 遊休地等の売却・賃貸など
- 民間活力等の積極的な活用（再掲）
 - ➡ 指定管理者制度*の導入・検証や施設整備・管理等への民間活力の導入検討など

2 効果的・効率的な行政運営

(1) 効果的な行政運営プロセスと組織力の向上

複雑化・高度化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応していくことが求められます。

このため、PDCA*サイクルを活用した行政評価システムの充実を図り、事務事業等が、より効果的な事業となるよう見直し・再編・整理に取り組み、業務委託や指定管理者制度*の活用・検証等民間活力を活用するなど、効果的な行政運営プロセスの改善を図り、業務の生産性の向上に努めます。

また、機能的で効率的な組織機構の再構築に努めるとともに、人材育成基本方針に基づき職員の育成を図ります。さらに、職員の定員管理や再任用職員・会計年度任用職員等多様な働き方による人材確保に努めながら、健康で働きやすい職場環境づくりによりワーク・ライフ・バランス*を充実させるなど、組織力の向上に取り組みます。

<取組事項>

- 行政評価の継続実施
- 業務フロー・マニュアルの作成・活用による業務プロセスの標準化
- 民間活力等の積極的な活用
 - ▶窓口や内部事務の委託化、指定管理者制度*の活用・検証など
- 行政課題への迅速・柔軟な対応が可能な組織機構の整備
- 職員の定員適正化
- 人材育成基本方針に基づく職員の育成
 - ▶人事評価を活用した人材育成、ICT*を活用できる人材の育成、時間外勤務の縮減等ワーク・ライフ・バランス*の推進など
- 多様な働き方による人材の確保
 - ▶再任用職員・会計年度任用職員制度*の活用、専門的知識を持つアドバイザーの活用など

(2) ICT先端技術の活用

市民の利便性の向上や業務の効率化・省力化を目指すスマート自治体*への転換が求められます。

このため、個人情報の適正管理に努めつつ、AI*・RPA*などICT*における先端技術を積極的に活用し、内部事務の電子化や市民視点での行政手続きの電子化を推進します。

<取組事項>

□ AI*等の新しい技術の活用

➡ 判定業務などの事務処理への導入検討、手書き書類の電子化、議事録作成など

□ 業務の電子化による効率化・省力化

➡ 公文書等の電子化の研究、電子決裁の拡大、RPA*の活用拡大、ペーパーレス化の推進、Web会議の導入など

□ 行政手続きの電子化の推進

➡ マイナンバーカード*の利活用、窓口での各種申請の簡素化

(3) リスク管理と公平・公正の確保

行政サービスの提供等における制度の複雑化が進む中においても、適正な事務執行が、一層求められます。

このため、リスク情報の共有や法令遵守、公平・公正な業務遂行の徹底を図ります。

<取組事項>

□ 内部統制*の制度構築・運用

➡ 業務ミスの防止、情報セキュリティポリシーの徹底

□ 業務フロー・マニュアルの作成・活用による業務プロセスの標準化（再掲）

□ 監査機能の充実強化

3 多様な人材・団体の活躍支援

(1) 協働のまちづくりの推進

防災・防犯、教育、福祉、環境などの様々な地域課題に対応し、市民や地域が主役となるまちづくりを進めていくため、多様な主体がそれぞれの得意分野や特徴を活かすことのできる協働のまちづくりが求められます。

このため、市民活動や地域活動を担う人材・団体の育成などのほか、民間事業者等が活躍できる環境づくりに取り組みます。

<取組事項>

- 市民活動や地域活動を担う人材・団体の育成
 - ➡補助金交付団体の主体的な運営の推進など
- 市民活動や地域活動への参加・継続を支援する環境づくり
- 民間活力等の積極的な活用（再掲）
 - ➡サウンディング型市場調査*の活用など民間事業者等が活躍できる環境づくりなど

(2) 行政情報や魅力の発信

行政情報発信や情報公開による透明性の高い開かれた市政運営を行い、市民との情報共有や市外に向けた魅力の発信も求められます。

このため、行政情報や市の魅力を分かりやすく効果的に発信し、多様な人材や団体の活躍を支援します。また、行政データの有効活用の促進を図ります。

<取組事項>

- オープンデータ*の整備
- ターゲットを明確にした分かりやすい情報発信
 - ➡内容・時期・場所・媒体の最適化など
- 情報公開の推進

《 第7次行財政改革大綱の体系 》

基本方針（3）	改革の方策（7）
1 安定した財政基盤の確立	(1) 歳入・歳出の改革
	(2) 公共施設マネジメントの推進
2 効果的・効率的な行政運営	(1) 効果的な行政運営プロセスと組織力の向上
	(2) ICT先端技術の活用
	(3) リスク管理と公平・公正の確保
3 多様な人材・団体の活躍支援	(1) 協働のまちづくりの推進
	(2) 行政情報や魅力の発信

取組事項（２２） ＋ 再掲事項（４）

- 財政健全化判断比率や経常収支比率の抑制
 - 公営企業等の独立採算の推進
 - 多様な手法による収入の確保
 - ➡ 税込、遊休地等の売却・賃貸などの税外収入の確保
 - 事務事業等の集約による再編、整理
 - ➡ 事務事業の廃止、補助金・負担金の縮減など
-
- 公共施設等総合管理計画に基づく経費抑制
 - ➡ 設置目的や利用実態に応じた総量抑制、長寿命化による施設管理経費の削減
 - 多様な手法による収入の確保（再掲）
 - ➡ 遊休地等の売却・賃貸など
 - 民間活力等の積極的な活用（再掲）
 - ➡ 指定管理者制度の導入・検証や施設整備・管理等への民間活力の導入検討など
-
- 行政評価の継続実施
 - 業務フロー・マニュアルの作成・活用による業務プロセスの標準化
 - 民間活力等の積極的な活用
 - ➡ 窓口や内部事務の委託化、指定管理者制度の活用・検証など
 - 行政課題への迅速・柔軟な対応が可能な組織機構の整備
 - 職員の定員適正化
 - 人材育成基本方針に基づく職員の育成
 - ➡ 人事評価を活用した人材育成、ICTを活用できる人材の育成、時間外勤務の縮減等ワーク・ライフ・バランスの推進など
 - 多様な働き方による人材の確保
 - ➡ 再任用職員・会計年度任用職員制度の活用、専門的知識を持つアドバイザーの活用など
-
- AI等の新しい技術の活用
 - ➡ 判定業務などの事務処理への導入検討、手書き書類の電子化や議事録作成など
 - 業務の電子化による効率化・省力化
 - ➡ 公文書の電子化の研究、電子決裁の拡大、RPAの活用拡大、ペーパーレス化の推進、Web会議の導入など
 - 行政手続きの電子化の推進
 - ➡ マイナンバーカードの利活用、窓口での各種申請の簡素化など
-
- 内部統制の制度構築・運用
 - ➡ 業務ミスの防止、情報セキュリティポリシーの徹底
 - 業務フロー・マニュアルの作成・活用による業務プロセスの標準化（再掲）
 - 監査機能の充実強化
-
- 市民活動や地域活動を担う人材・団体の育成
 - ➡ 補助金交付団体の主体的な運営の推進など
 - 市民活動や地域活動への参加・継続を支援する環境づくり
 - 民間活力等の積極的な活用（再掲）
 - ➡ サウンディング型市場調査の活用など民間事業者等が活躍できる環境づくりなど
-
- オープンデータの整備
 - ターゲットを明確にした分かりやすい情報発信
 - ➡ 内容・時期・場所・媒体の最適化など
 - 情報公開の推進

用語解説

お

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①機械判読に適したデータ形式、②二次利用が可能な利用ルール、③無償で利用可能なデータを公開することです。

か

会計年度任用職員制度

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された制度で、施行は令和2年4月1日です。新たな制度化に伴い、これまでの臨時・非常勤職員制度は抜本的に見直されます。

け

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される経費にどの程度充当されているかという割合を示すものです。この比率が高くなるほど自治体の裁量で使える財源の余裕が少なくなることになります。

さ

財政健全化判断比率

財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして4つの財政指標を指します。

※➡の箇所は家計に例えた場合です。

・実質赤字比率

標準財政規模^(※1)に対する一般会計等^(※2)の赤字の割合。

➡世帯主の年間収入に対する赤字額の割合。

・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全会計の赤字の割合。

➡世帯主の年間収入に対する世帯員全員の赤字額の割合。

・実質公債費比率

標準財政規模に対する公債費^(※3)の割合。

➡世帯主の年間収入に対するローン返済額の割合。

・将来負担比率

標準財政規模に対する市が将来負担すべき負債の割合。

▶世帯主の年間収入に対する債務（将来的に負担することが決まっているローン残高など）の割合。

- *1 地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要な一般財源（使い道の決まっていない財源）の大きさ。
- *2 一般会計に港湾事業・夜間救急診療所事業特別会計を加えたもの。
- *3 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金。

サウンディング型市場調査

土地、建物等の有効活用を検討するにあたり、様々な活用の可能性について民間事業者等から広く意見、提案を求め、対話を通じて対象財産の市場性や活用アイデアを把握することになります。

し

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する者が行う制度で、地方自治法で規定。ノウハウを有する民間事業者等の団体が担うことにより、市民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的として導入されている。

す

スマート自治体

行政手続きの電子化を図り、AI・RPAなどを活用し、自治体職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体を指します。

ち

地方創生

国において、今後の本格的な人口減少社会と地域経済の縮小に対応するため平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方公共団体においても、区域の実情に応じた自主的な施策を実施する責務があり、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

な

内部統制

組織において業務を適切に進めるためのルールや手続きを定め、組織内のすべての人がそのルールに基づいて業務を行うことで、業務の適正さを確保する取組です。会社

法等に基づき、民間企業には浸透が図られており、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つが目的とされています。平成29年度地方自治法改正（令和2年4月1日施行）により、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが義務付けられました。

ま

マイナンバーカード

マイナンバー（個人番号）を証明するICチップ付きのカードを指します。本人確認の際の公的身分証明書として利用できるほか、住民票の写し等のコンビニ交付、e-Tax等の電子申請のサービス等の様々な行政サービスに利用できます。

わ

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方を選択・実現できる状態を指します。

A

AI

Artificial Intelligence の略。人工知能のことを指し、人間がコンピューターに対してあらかじめ分析上注目すべき要素を全て与えていなくとも、コンピューター自らが学習し、一定の判断を行うこと等が可能となります。

I

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、ITとほぼ同様の意味で用いられますが、「コミュニケーション（通信）」が具体的に表現されている点に特徴があります。

P

PDCA

Plan Do Check Action の略。施策などの計画を策定（Plan）、実施（Do）、実施結果を評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に活用することを指します。

※このPDCAによるサイクルを定着させ、行政の無駄を無くすことや行政の説明責

任を果たすことを目的とした仕組み「行政経営システム」も重要です。

R

RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもので、RPA を導入することにより、業務自動化による生産性の向上が期待されます。

S

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals の略。平成27年(2015年)9月の国連サミットで「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに国際目標を指し、貧困、教育、気候変動や産業など17のゴールとそれぞれの下により具体的な169項目のターゲットがあります。

Society5.0 (ソサエティ 5.0)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。

2

2025年問題

第1次ベビーブームに出生した、いわゆる「団塊世代」が令和5年(2025年)に後期高齢者(75歳以上)に到達し、医療、介護、福祉サービスなどの社会保障の持続性が懸念される問題を指します。

2040年問題

少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)となることで高齢者の人口が最大となる令和22年(2040年)頃に、労働力の不足や社会保障の持続性への懸念など、日本社会が直面すると予測されている危機を指します。

総務省においては、総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会を開催し、この研究会の報告書を受けて、第32次地方制度調査会を設置し、令和22年(2040年)頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点から、今後の地方行政の在り方について議論がされています。

